

そうだったのか！ 住民税

第7回 「私って何の申告が必要なの？」という方は…

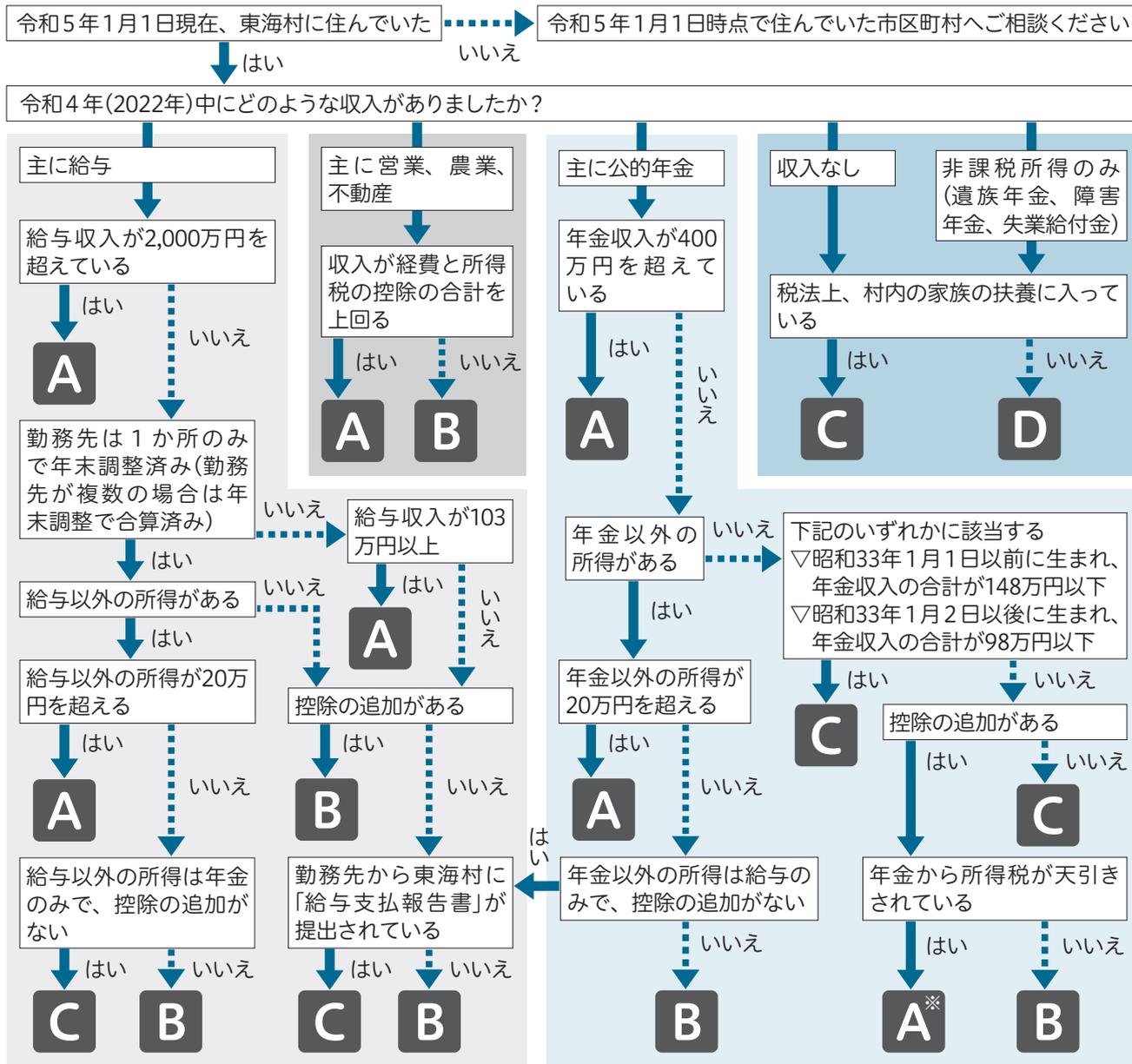
税金は、私たちが安心・安全に暮らせるよう、学校や図書館、消防、ごみの収集など、いろいろなところに使われています。このコーナーでは、さまざまな税金の中でも、私たちに身近な「住民税」についての基礎知識や計算方法などを、連載でご紹介します。

【問い合わせ】税務課住民税担当(☎282-1711 内線1117)

下の「申告フローチャート」で、自分に必要な申告が何かをチェック！

チャートに従って「はい」や「いいえ」を選択して進むと、村・県民税の申告や確定申告など、自分に必要な申告が分かります。ご自身が申告する必要があるかどうかの目安として、ぜひご利用ください。

【令和5年度(令和4年分)申告フローチャート】



結果	注意事項
A 確定申告が必要です	所得税の確定申告書を提出すれば、住民税の申告は不要です。※源泉徴収税額の関係から、控除を追加しても還付にならない場合があります。
B 住民税の申告が必要です	所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付申告を行う場合は、確定申告が必要です。
C 申告は不要です	所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付申告を行う場合は、確定申告が必要です。
D 住民税の申告が必要な場合があります	所得や税金に関する証明書を取得する場合や国保税の軽減措置等を受ける場合は、住民税の申告が必要です。

申告については、本紙2ページに掲載の記事(「村・県民税(住民税)の申告」「所得税および復興特別所得税の確定申告」を受け付けます)や、本紙に折り込まれているチラシ(令和5年度村・県民税申告及び所得税の確定申告相談について)もご確認ください。